●会員に対する処分の執行について

審査委員会における会員の処分を求める決議が確定したため、会則第５３条第１項の規定に基づき、当該会員に対して、下記のとおり処分を執行しましたので、同条第２項の規定によりその旨を公表します。

１．処分を受けた会員

永沼 よう子 会員（登録第２０１７２号）

２．処分の種別

日本弁理士会会則によって会員に与えられた権利の１年の停止
（会則第４９条第２項第２号）

３．処分の理由の概要

当該会員は、商標登録出願における拒絶理由通知書の報告及び期間延長請求に関する適切な対応を懈怠した上、審査官との面談に関して虚偽の報告を行い、期間延長請求に関し、十分な説明を怠り、誤解を与えたことにより、処分請求人との信頼関係を破綻させ、弁理士に対する信用を著しく損なった。

これらの行為は、弁理士法第３条（職責）、同法第２９条（信用失墜行為の禁止）及び会則第４１条（品位保持義務）に違反し、当会の信用を害する行為であり、同会則第４９条第１項に該当すると判断し、権利停止１年の処分とした。

４．処分の執行日

令和５年１２月１日